

長門市要領第5号

長門市変動型最低制限価格制度実施要領を次のように定める。

平成29年3月16日

長門市長 大西 倉 雄

長門市変動型最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格の設定に際し、応札者の入札価格を反映させる変動型の最低制限価格制度を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 変動型最低制限価格制度の対象は、予定価格が130万円を超える建設工事とする。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 変動型の最低制限価格は、当該入札の落札決定時までは無効が判明したものを除き、予定価格以下の価格で入札をした全ての者の入札価格の平均額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）に100分の95を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額）とする。

2 前項に基づき決定した最低制限価格は、入札終了後に入札の無効が明らかになり最低制限価格を設定した条件に変更が生じた場合を含め、変更しない。

(入札参加者への通知)

第4条 市長は、変動型最低制限価格により入札を執行するときは、事前に書面により入札参加者に通知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって

申込みをした者を落札者とする。

(その他)

第6条 変動型最低制限価格制度を実施し落札者を決定した入札においては、長門市低入札価格調査制度実施要領（平成17年要領第33号）に規定する低入札価格調査の対象としない。

2 落札者の入札書記載価格が起工設計書における工事原価未満であった場合には、次の措置を講じることとする。

(1) 「長門市土木工事等監督技術基準」第4条に規定する重点監督業務の対象とする。

(2) 受注者の配置する現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼務を認めない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。